

【設問1】

第1 決議取消の訴え（会社法、（以下、法）831条1項1号）

1 Cは、Eによる議決権行使を有効とした本件選任決議は、決議方法に法令違反が認められるので有効とはいえないと主張し、法831条1項1号に基づき株主総会決議取消の訴えを提起することが考えられる。

2 決議が成立した令和2年1月27日から3ヵ月以内であり、提訴期間内である。

3 CはP社の「株主」なので、原告適格が認められる（法831条1項1号）。

4 決議取消事由（Eによる議決権行使の有効性）

(1) P社の発行株式総数1万株のうち、8000株を保有していたAが死亡し、Aの子であるB・C・D・Eが法定相続分に従い本件相続株式を相続した。この時、本件相続株式はB・C・D・Eの準共有状態になる。

本件の様に、株式が二人以上の共有に属する時、株式の共有者は、当該株式についての権利行使者を一人定めて会社に通知しなければ、当該株式についての権利を行使できない（法106条本文）。権利行使者の指定方法は、共有持ち分の過半数で決定できると解する。

(2) では、本件選任決議におけるEの議決権行使は適法か。

民法252条本文より、共有の管理に関する事項は、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられる。議決権行使は特段の事情が無い限り共有株式の管理行為であるので、持分価格の過半数で管理行為に関する事項は決定しなければならない。

本件相続株式について、B・EとC・Dで意見が対立しており、過半数による決定ができない。そのため、権利行使者の指定ができない。しかしEは、P社から、本件相続株式の権利行使者として本件総会において議決権を行使することの同意を得ているので、同条但書きの意味が問題となる。

判例によると、法106条但書きは、株式会社が同意をした場合、共有に属する株式の権利行使の方法について、権利行使者の指定・通知が不要となることを定めたにすぎない。すると、同条本文に基づく指定及び通知を欠く当該株式についての権利行使がなされた場合、当該権利行使が民法の共有に関する規定に従ったものでない時は、株式会社が同条但書きの同意をしたとしても、当該権利行使は適法とならない、と解される。

これを本件にあてはめると、Eは本件相続株式の権利行使者として本件総会において議決権を行使することをP社に申し出、これをP社は同意した。ここから、法106条但書きより、本件相続株式について権利行使者の指定、会社への通知がされていなくても議決権行使は可能になる。

もっとも、本件選任決議における議決権行使は、本件相続株式の管理行為とみるべきなので、共有持分の過半数によってどのように議決権を行使するかを決定しなければならない。本問ではEが本件総会において取締役選任決議案に賛成の議決権を行使することについて、C・Dが拒否している。本件相続株式に関するB・C・D・Eの相続分は均等であるため、4人中3人が賛成しなければ過半数で決定されたとはいえない。

コメントの追加 [h1]: なぜそのように解することができますか。

コメントの追加 [h2]: 標題がミスリードになっています。おそらく、権利行使者の指定、通知と、それが無い場合の権利行使方法は別の論点なので。インデントは分けた方が読みやすいです。

また、(2)の直前で共有持分の過半数で決するとの解釈をした以上、そのあとは端的に過半数の意思決定があるかという点を検討しなければ文章として変です。なぜ252条本文に言及しているかがわかりませんでし。

コメントの追加 [h3]: そもそもなぜ権利行使者の指定という制度を設けたのかという点から出発の方が判例理論を説明しやすいです。

コメントの追加 [h4]: 前提として既に言及した事実なので不要です。

コメントの追加 [h5]: 丁寧ですが、過半数はただの算数なので記載は不要かと思います。

したがって、Eによる本件総会における本件相続株式についての議決権行使は、共同相続人である共有者の持分の価格の過半数によって決定されたといえないので、Eによる本件総会における本件相続株式についての議決権行使は、民法の共有の規定に従ったものであるとはいえず、不適法である。

以上より、Eによる議決権行使を有効とした本件選任決議に、法令違反事由（法 831 条 1 項 1 号）が認められる。

4 よって、C は、E による議決権行使を有効とした本件選任決議案は、決議方法に法令違反するので、法 831 条 1 項 1 号に基づき株主総会決議取消の訴えを提起する。

第2 決議不存在確認の訴え（法 830 条 1 項）

1 決議不存在事由

法 341 条より、役員選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席することを要する。本件相続株式のように権利行使者の指定を欠く株主は、「議決権を行使することができる株主」に含まれるか。

この点、共有株式に係る権利行使の制限は、権利行使者を指定し通知するまでの暫定的なものにすぎないと解する。つまり、権利行使者の指定を欠く株主は議決権を行使することができる株主に含まれる。

したがって、本件総会における決議の定足数の分母は、発行済み株式総数と同じく 1 万株である。

すると本件総会では、1 万株のうち、B の 800 株、E の 400 株の計 1200 株しか行使されていない。したがって、法 341 条が定める過半数要件を充足しないので、本件総会は不存在事由が認められる。

2 原告適格

決議不存在確認の訴えを適法に提起するには、訴えの利益を要するところ、C は「株主」として原告適格が認められる。

3 提訴期間

決議取消しの訴え（803 条）と異なり、**提訴期間は定められていない。**

【設問 2】

X としては、自身が保有する P 社株式を A に取得されないようにするため、募集株式の差止請求を行うことになる。差止事由は不公正発行（210 条 2 号）である。

本件売渡請求は 179 条および 179 条に基づいて行われている。しかし先だって、P 社は A を割当先とする本件株式発行で 2200 株を発行し、その結果、A は本件売渡（179 条の 2）を行っている。そこで、本件発行が「著しく不公正」であるかが判断されることになる。

不公正発行該当性は、いわゆる主要目的ルールにより判断されてる。募集株式発行の目的が、資金調達その他の合理的な経営目的か、あるいは、現経営陣による支配権維持・獲得目的か、いずれが主要な目的なのかにより、不公正発行かどうか判断される。

コメントの追加 [h6]: 不存在をいうメリットはここです。

なので、取消訴訟で対応可能ならば敢えてハードルの高い不存在確認を行うことは考えにくいというのが実務的な価値観かと思います。

179 条において株式等売渡請求の要件として議決権総数の 90%以上の保有が要求されているのは、支配権を争っている株主ではなくそもそも支配権を持っている株主のみが、売渡請求をできるというものである。

支配権につき争いがある場合、持ち株比率に重大な影響を及ぼすような新株発行が行われ、それが支配権を握ろうとする者に割り当てられた場合、その者の支配権維持が主要な目的というべきである。

本件発行により、A の保有する株式は 8,800 から 11,000 となり、総株式数 12,200 の 90%を超えることになる。A は資金調達を目的とせず、他社に P 社の全株式の売却を行うため既存株主の締め出しを行おうとしていた。しかし、自らの保有する総株式数が 90%に満たないことから、P 社の支配権を握るため本件発行を行った。

よって、本件発行は不正発行にあたるというべきであり、210 条 2 号にもとづき、新株発行差止の仮処分（民事保全法 2 3 条 2 項）を行うこととなる。

【設問 3】

X は売渡株主（179 条の 2 第 1 項 2 号）であるから、株式等売渡請求の差止請求を行うことが考えられる。

差止事由は法令違反（179 条の 7 第 1 項 1 号）である。

P 社は取締役会設置会社であるから売渡請求について取締役会の承認必要（179 条の 3）である。本件で、A は P 社の取締役であると同時に「特別支配株主」であり、特別利害関係取締役（369 条 2 項）にあたる。よって、本来は、本件売渡請求についての議決に加わることはできなかったはずである。本来その場にいてはならなかった特別利害関係取締役が議決に加わることで、他の取締役がその意見に左右されたり、自由な意見交換や意思決定を妨げられたりするということは十分に考えられる。従って、特別利害関係取締役が加わった場合、その承認議決については重大な違法があり、無効とすべきである。

よって、本件売渡請求は P 社の取締役会の承認議決を欠き、売渡請求は無効といえる。

【設問 4】

取得日後に採り得る救済手段として、X は、特別支配株主である A に対し、本件売渡株式の全部の取得の無効の訴え（会社 846 条の 2 第 1 項）を提起することが考えられる。

X は売渡株主であった者に当たる（同条 2 項 1 号）。そのため、取得日から 6 か月以内（同条 1 項）であれば、適法に上記訴えを、適法に提起することが出来る。

無効事由は、明文を欠くものの、取引安全の観点から、重大な法令・定款違反に限られる。本件では、設問 3 にある通り、売渡請求についての取締役会の承認（179 条の 3）を欠くことが法令違反となり、無効事由となる。

コメントの追加 [h7]: 事実評価の規範を立てるというのはあまり見ません。

コメントの追加 [h8]: 抜き出す事実は正しいのですが、構成が不十分です。単に時系列を記載するのではなく、こういった経緯だから、支配権を握る目的があったんだという枠組で記載した方が説得的です。

コメントの追加 [h9]: 定義を出したいです。

コメントの追加 [h10]: 重大な違反に限ると規範立っているの、重大性についてあてはめてください。